

ふれあい・いきいきサロン運営費助成

地域に住む高齢者、障がい者、子育て中の親子が孤立せず、健康を維持し生きがいを持って暮らせるよう、身近な場所で定期的にふれあい・いきいきサロン活動を行っている団体に助成します。



1. 申請～助成金交付まで

1) 応募資格の確認



- ①定期的に（おおむね月1回以上）ふれあい・交流活動の場を非営利で提供する市民団体（自助グループ、趣味サークルは除く）
- ②構成員（参加者と運営するボランティア）がおおむね10名以上であること以上、全ての項目を満たしている団体のみ、申請できます。

2) 助成金額



- ①活動基本額
月1回開催の場合 年間上限12,000円
月2回以上開催の場合 年間上限20,000円
- ②活動保険料 社会福祉協議会が指定する保険に加入する場合、保険料の半額を助成
- ③会場使用料 サロンを開催する時に必要な会場使用料1回あたり500円を限度として助成
- ④新規サロン サロンを新設する団体に、初年度に限り20,000円を助成（要相談）

3) 助成金交付までのスケジュール



① 説明会

日時；1/31（水）10:00～10:45
会場；東村山市社会福祉協議会
（野口町1-25-15）

② 申請書の提出

申請書に記載のうえ必要書類を添付し、提出期間までに提出してください。

申請期間；2/1（木）～2/16（金）※日・祝日は除く

提出物；助成事業確認書、助成金交付申請書、事業計画書、収支予算書、会員名簿、ふれあいサロン傷害保険申込書（希望団体のみ）

提出先；まちづくり支援係

※新規サロンはお早めに必ずご相談ください。

ふれあいサロン傷害保険については別紙をご覧ください。

⑤ 交付請求

助成金交付が決定した団体は、決定通知と併せて送付する助成金交付請求書（現金受取または振込を選択）を期日までに提出してください。

期日；4/10（水）まで
助成金交付；4月末予定

④ 決定通知の送付

審査会で決定した助成の可否・助成額を団体へお知らせします。

4月上旬；文書で通知

③ 助成事業審査会

公平・厳正なる審査のもと、助成の可否・助成額を決定します。

開催日；2/28（水）

2. 事業実施にあたって・・・



活動実績報告と広報・支援について

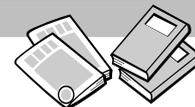
- ①ひと月の活動が終了したら、「活動状況報告書」をまちづくり支援係へ提出してください。
(保険会社への報告と活動状況の確認のため)
※毎月月末までに必ず提出してください。報告がない場合は、保険対応ができません。
- ②サロン活動のチラシ・ポスター等を作成する場合は、「東村山市社会福祉協議会 ふれあい・いきいきサロン運営費助成」を受けていることを表示してください。
- ③まちづくり支援係がサロン活動のPR・アドバイス等のお手伝いをします。お気軽にご相談ください。また、社協HPやサロンパンフレット等に各サロンの情報を掲載させていただきます。

3. 実績報告について



実績報告書の提出について

年度終了後、所定の「活動状況報告書」「収支決算書」「ありがとうメッセージ」「領収書のコピー、会計簿」をまちづくり支援係へ提出してください。
(令和7年4月末日まで ※日・祝日の提出不可)



4. その他



名簿の提出について

ふれあい・いきいきサロン運営費助成は、参加する方と運営するボランティアがおおむね10名以上であることが応募資格の要件のため、名簿の提出をお願いしております。所定の用紙への記入、または会の名簿を提出して下さい。

『ふれあい・いきいきサロン運営費助成』に関するお問い合わせ

東村山市社会福祉協議会 まちづくり支援係 助成事業担当
TEL 042-394-6333 ※土・日・祝日を除く 9:00~17:00 にご連絡下さい。
E-mail machi@hm-shakyo.or.jp
※申請書式をデータで希望の方は上記アドレスへご連絡ください。



ふれあいサロン傷害保険について

活動保険料補助の対象となる保険の内容

① どんな保険？

『ふれあいサロン傷害保険』といいます。(以下、サロン保険と表記)
社協等が行うふれあいサロン活動中、その参加者が急激・偶然・外来の事故によりケガを被った場合に補償します。また、活動のため自宅から活動場所までの往復途上の事故も対象となります。

例) ふれあいサロン活動中、参加者が階段から落ちて骨折した。

② 被保険者(補償の対象となる方)

ふれあいサロンの参加者・職員・ボランティアなど。

③ 保険金額と保険料

※令和6年1月現在

内 容	金 額
死亡保険金	530万円
後遺障害保険金	後遺障害の程度に応じて死亡保険金額の100%～4%をお支払いします。
入院保険金(1日あたり)	3,000円
手術保険金	入院日額に手術の種類に応じた倍率を乗じた額をお支払いします。
通院保険金(1日あたり)	2,000円
保険料(1名あたり)	30円

④ 年間保険料

1名あたり保険料30円×年間延べ参加者人数(令和5年1月～令和5年12月までの実績)
※令和5年度活動をしていないサロンについては年間見込み人数

※令和5年度サロン保険に加入していた団体につきましては、「令和6年度ふれあいサロン傷害保険申込書」に昨年の年間延べ人数実績と保険料が記載されています。

※令和5年度サロン保険加入が初年度であった団体につきましては、令和5年4月～令和5年12月までの延べ人数に、令和5年1月～3月分(実績または実施したと仮定した人数)を追加した上で人数、保険料の算出をお願いします。

⑤ 申し込み方法

サロン保険への加入を希望する場合は、助成金交付申請書と併せて令和6年度ふれあいサロン傷害保険申込書を提出してください。運営費助成の中で保険料の半額を補助します。

保険料は、令和6年度助成金交付後に社協窓口にてお支払いをお願いします。(助成決定時に別途ご案内いたします)